

2025 年度
事業化促進プロジェクト（下期開始分）
募集要項

2025 年 6 月
筑波大学
国際産学連携本部

2025年度 事業化促進プロジェクト（下期開始分）

募集要項

事業化促進プロジェクトは、筑波大学における研究成果の社会実装の実現を目的に、研究場所の貸与を中心に行う支援事業です。研究成果の社会実装は、民間企業との共同研究を通して促進することや、自らがベンチャー企業を創業し直接社会に貢献することが実効的です。そこで、本プロジェクトでは、「産学共同研究」「ベンチャー創業準備」「起業済ベンチャー成長」の3つコースを企画し、公募を行います。

下表に3つのコースの概要を示します。

		A	B	C
コース名		産学共同研究	ベンチャー創業準備	起業済ベンチャー成長
支援対象		民間企業との共同研究を推進しており、社会実装に向けたさらなる拡大を目指す開発研究	ベンチャー創業のために行う開発研究	筑波大学発ベンチャーと認定された企業が事業成長のために進める開発研究
支援内容	研究場所の貸与	○(無償)	○(無償/有償)	○(有償)
	研究費の支援	○	○	×
研究場所の貸与期間		1～3年	1～2年	1～3年
継続申請の可否		○	×	○
備考		応募は一つのコースに限定（複数コースへの応募は不可）。 また、過年度に採択され、2025年度下期以降も研究場所の貸与が決定している研究課題は、応募不可とします。		

次ページ以降に各コースの募集要項を示します。

【A 産学共同研究コース】

A.1 募集する研究課題（プロジェクト）の要件

以下のすべての要件を満たす研究課題を対象とします。

- (1) 本学の常勤教員がプロジェクト代表研究者であること。
- (2) 民間企業との共同研究により、本学の研究成果の事業化を目指す開発研究であること。
- (3) 2025年度の民間企業との共同研究契約が決定しており、更なる拡大（共同研究費あるいは企業数の増大）の見込みがあること。

A.2 研究支援内容

(1) 研究場所の貸与

産学リエゾン共同研究棟 (ILC 棟) および共同研究棟 A 内の部屋を貸与します。貸与対象は、ILC 棟内の 39～56m² の部屋計 7 室、共同研究棟 A 内の 19～60m² の部屋計 4 室を予定しています。建物の平面図は以下の URL を参照願います。

・ ILC 棟

http://shisetsu.sec.tsukuba.ac.jp:8080/heimenzu/nakachiku/pict/3-0408-002-072_20200214.pdf

・ 共同研究棟 A

http://shisetsu.sec.tsukuba.ac.jp:8080/heimenzu/nakachiku/pict/3-0408-002-072_20200214.pdf

なお、貸与するのは原則として 1 部屋とします。

(2) 研究環境整備費支援

50 万円を上限に研究環境整備費を支援します。研究環境整備費は本プロジェクトの実施に伴う研究場所の整備に使用するものとし、2025 年度予算として配分します。なお、継続申請に対しては、研究環境整備費支援はしません。

(3) その他支援

知的財産創出に向けた支援を行います（知財相談会）。

A.3 研究場所、研究費に関する補足事項

- (1) 部屋の割り当ては、審査結果に基づいて国際産学連携本部が決定します。
- (2) 施設使用料および光熱水料は免除します。
- (3) 研究に必要な設備は各入居者が用意し、設置および撤去の経費は入居者に負担いただきます。ただし、支援する研究費でその経費の一部または全部を充当することも可とします。
- (4) 研究費は審査の結果によっては減額される場合があります。

A.4 研究場所の貸与期間

- (1) 2025 年 10 月から 3 年以内とします。
- (2) 3 年の貸与において、2 年目（2027 年）6 月末時点で民間企業の共同研究が全て終了し、3 年目の共同研究契約が見込めない場合は、2027 年 9 月末で貸与を打ち切ります。
- (3) 貸与期間の終了後、1 回に限って継続申請を可能とします。貸与期間中の実績評価を含む審査の結果、採択された場合は、通算貸与期間は最大 6 年となります。
- (4) 継続申請による貸与期間の終了後は、適用する技術および応用先がそれまでのものとは異なり、共同研究先やビジネス内容が一新される研究課題に限って、新たに申請が可能です。

A.5 研究課題の採択数

3つのコース合わせて、3件～5件程度とします。

A.6 応募および選考

(1) 応募書類

- ・ 申請書（別紙様式1）

申請書様式は以下の国際産学連携本部ホームページからダウンロードできます。

<https://www.sanrenhonbu.tsukuba.ac.jp>

(2) 応募方法

上記応募書類を電子媒体で提出願います。

- ・ 提出期限：2025年7月30日（水）17：00

- ・ 提出先：担当エリア支援室（研究支援）等を経由のうえ、下記へ提出願います。

国際産学連携本部 事業化促進プロジェクト

E-mail: renkei-honbu@ilc.tsukuba.ac.jp

(3) 選考方法

第一次審査：書類審査

第二次審査：面接審査（第一次審査合格者を対象）

[面接審査]

- ・ 発表：プレゼンテーション5分、質疑8分

- ・ 場所：春日キャンパス高細精医療イノベーション棟308（オンラインの可能性がありません。）

- ・ 日程：2025年8月26日（火）13：30～16：00 ※発表時間等の詳細は後日連絡します。

[選考の観点]

- ① 開発技術の優位性（知財・技術・データ等での差別化）
- ② 事業化の可能性（民間企業との共同研究の目標・計画の妥当性）
- ③ 経済的・社会的インパクト（他への展開可能性・発展性）
- ④ 研究場所の必要性

A.7 成果の報告等

- (1) 最終年度の9月末に研究成果報告書を提出いただくとともに、成果報告会で発表いただきます。
- (2) 複数年貸与の場合、中間年度の6月に中間報告書を提出いただきます。民間企業の共同研究が全て終了している場合には、その年度の成果報告会にて成果報告を行っていただきます。
- (3) 特許等の出願を積極的に行ってください。
- (4) 学会等の学外発表前には必ず特許出願が完了していることに留意ください。

A.8 問い合わせ先

国際産学連携本部 事業化促進プロジェクト 塚本、安、野村、清水、鶴田

E-mail: renkei-honbu@ilc.tsukuba.ac.jp Tel: 内線 81497

【B ベンチャー創業準備コース】

B.1 募集する研究課題（プロジェクト）の要件

以下のすべての要件を満たす研究課題を対象とします。

- (1) 本学の教職員、学生等がプロジェクト代表研究者であること。
- (2) 本学での技術シーズに基づくベンチャー創業のために行う開発研究であること。
- (3) 本学が提供する以下の起業支援プログラムのいずれかを受講しており、事業開発が検討されていること。

<対象プログラム>

- ① 起業力 BU 講座、② BizDev 講座、③ つばさ事業、④ 研究シーズ社会還元 WS、⑤ 経営チーム支援 (EIR)、⑥ 経営スキルアップ講座、⑦ GAP ファンド獲得支援講座、⑧ Research Studio

B.2 研究支援内容

- (1) 研究場所の貸与
- (2) 産学リエゾン共同研究棟 (ILC 棟) および共同研究棟 A 内の部屋を貸与します。貸与対象は、ILC 棟内の 39~56m² の部屋計 7 室、共同研究棟 A 内の 19~60m² の部屋計 3 室を予定しています。建物の平面図は以下の URL を参照願います。

・ ILC 棟

http://shisetsu.sec.tsukuba.ac.jp:8080/heimenzu/nakachiku/pict/3-0408-002-072_20200214.pdf

・ 共同研究棟 A

http://shisetsu.sec.tsukuba.ac.jp:8080/heimenzu/nakachiku/pict/3-0408-002-072_20200214.pdf

なお、貸与するのは原則として 1 部屋とします。

- (3) 研究環境整備費支援
50 万円を上限に研究環境整備費を支援します。プロジェクト代表研究者が学生等で研究費の支援を受ける場合、支援された研究費の受入および管理を行う常勤教員の世話人を置いていただく必要があります。研究環境整備費は本プロジェクトの実施に伴う研究場所の整備に使用するものとし、2025 年度予算として配分します。
- (4) その他支援
知的財産創出に向けた支援を行います（知財相談会）。

B.3 研究場所、研究費に関する補足事項

- (1) 部屋の割り当ては、審査結果に基づいて国際産学連携本部が決定します。
- (2) 本コースで採択された場合、施設使用料および光熱水料を免除します。なお、貸与期間中に創業した場合であって「起業済ベンチャー育成コース」に新規に申請し審査で採択された場合は、起業済ベンチャー育成コースへの切り替え時より施設部施設マネジメント課と賃貸契約を締結し、筑波大学の財産管理規則、財産貸付料の算定に関する細則、財務会計業務マニュアルに定められた施設使用料および光熱水料を支払っていただくことになります（B.4 (2) 参照）。
- (3) 研究に必要な設備は各入居者が用意し、設置および撤去の経費は入居者に負担いただきます。ただし、支援する研究費でその経費の一部または全部を充当することも可とします。

(4) 研究費は審査の結果によっては減額される場合があります。

B.4 研究場所の貸与期間

(1) 2025年10月から2年以内とします。

(2) 貸与期間中に創業した場合には、原則直近の公募期間内に「企業済ベンチャー育成コース」に新規に申請し、審査で採択された場合は、継続して貸与を受けることができます。「企業済ベンチャー育成コース」に新規に申請しない場合、或いは、申請したものの審査で採択されない場合は、事務局から連絡する退去時期までに退去していただきます。

B.5 研究課題の採択数

3つのコース合わせて、3件～5件程度とします。

B.6 応募および選考

(1) 応募書類

・申請書（別紙様式2）

申請書様式は以下の国際産学連携本部ホームページからダウンロードできます。

<https://www.sanrenhonbu.tsukuba.ac.jp>

(2) 応募方法

上記応募書類を電子媒体で提出願います。

・提出期限：2025年7月30日（水）17：00

・提出先：国際産学連携本部 事業化促進プロジェクト

E-mail: renkei-honbu@ilc.tsukuba.ac.jp

※ プロジェクト代表研究者が教職員の場合、担当エリア支援室（研究支援）等を経由のうえ、提出願います。

(3) 選考方法

第一次審査：書類審査

第二次審査：面接審査（第一次審査合格者を対象）

[面接審査]

・発表：プレゼンテーション5分、質疑8分

・場所：春日キャンパス高細精医療イノベーション棟308（オンラインの可能性がります。）

・日程：2025年8月26日（火）13：30～16：00 ※発表時間等の詳細は後日連絡します。

[選考の観点]

① 競合優位性（知財・技術・データ等で差別化）

② ベンチャー起業計画の妥当性（市場や顧客等が明確か、想定するビジネスモデル）

③ 経済的・社会的インパクト（十分な市場規模、想定する事業規模等）

④ 研究場所の必要性

B.7 成果の報告等

(1) 最終年度末に研究成果報告書を提出いただくとともに、成果報告会で発表いただきます。

(2) 複数年貸与の場合、最終年度の6月に中間報告書を提出いただきます。報告内容によっては、その年度の成果報告会にて中間報告を依頼することがあります。

(3) 特許等の出願を積極的に行ってください。

B.8 問い合わせ先

国際産学連携本部 事業化促進プロジェクト 塚本、安、野村、清水、鶴田

E-mail : renkei-honbu@ilc.tsukuba.ac.jp Tel : 内線 81497

【C 起業済ベンチャー成長コース】

C.1 募集する研究課題（プロジェクト）の要件

以下のすべての要件を満たす研究課題を対象とします。

- (1) 筑波大学発ベンチャーの代表等がプロジェクト代表研究者であること。
- (2) 本学の常勤教員と行う共同研究、または学術指導を受けて進める開発研究であること。
- (3) 貸与開始の時点までに筑波大学発ベンチャーの承認が完了していること。

C.2 研究支援内容

- (1) 研究場所の貸与
- (2) 産学リエゾン共同研究棟 (ILC 棟) および共同研究棟 A 内の部屋を貸与します。貸与対象は、ILC 棟内の 39~56m² の部屋計 7 室、共同研究棟 A 内の 19~60m² の部屋計 3 室を予定しています。建物の平面図は以下の URL を参照願います。
 - ・ ILC 棟
http://shisetsu.sec.tsukuba.ac.jp:8080/heimenzu/nakachiku/pict/3-0408-002-072_20200214.pdf
 - ・ 共同研究棟 A
http://shisetsu.sec.tsukuba.ac.jp:8080/heimenzu/nakachiku/pict/3-0408-002-072_20200214.pdfなお、貸与するのは原則として 1 部屋とします。
- (3) その他支援
知的財産創出に向けた支援を行います（知財相談会）。

C.3 研究場所に関する補足事項

- (1) 部屋の割り当ては、審査結果に基づいて国際産学連携本部が決定します。
- (2) 施設部施設マネジメント課と賃貸契約を締結し、筑波大学の財産管理規則、財産貸付料の算定に関する細則、財務会計業務マニュアルに定められた施設使用料および光熱水料を支払っていただきます。
- (3) 研究に必要な設備は各入居者が用意し、設置および撤去の経費は入居者に負担いただきます。

C.4 研究場所の貸与期間

- (1) 2025 年 10 月から 3 年以内とします。
- (2) 貸与期間中にベンチャーを廃業した場合、速やかに研究場所から退去いただきます。
- (3) 貸与期間の終了後も、1 回に限って継続申請を可能とします。審査の結果、承認されると継続利用ができ、通算貸与期間は最大 6 年となります。ただし、出資等により多額（3 億円を目安とする）の資金調達を得た場合あるいは成長が見込まれない場合には、継続申請することはできません。

C.5 研究課題の採択数

3つのコース合わせて、3~5件程度とします。

C.6 応募および選考

(1) 応募書類

- ・申請書（別紙様式3）
- ・会社案内・定款
- ・最新の事業報告（可能でしたら提出願います。）
- ・最新の財務諸表（可能でしたら提出願います。）

なお、申請書様式は以下の国際産学連携本部ホームページからダウンロードできます。

<https://www.sanrenhonbu.tsukuba.ac.jp>

(2) 応募方法

上記応募書類を電子媒体で提出願います。

- ・提出期限：2025年7月30日（水）17:00
- ・提出先：国際産学連携本部 事業化促進プロジェクト
E-mail: renkei-honbu@ilc.tsukuba.ac.jp

(3) 選考方法

第一次審査：書類審査

第二次審査：面接審査（第一次審査合格者を対象）

[面接審査]

- ・発表：プレゼンテーション5分、質疑8分
- ・場所：春日キャンパス高細精医療イノベーション棟308（オンラインの可能性が
あります。）
- ・日程：2025年8月26日（火）13:30~16:00 ※発表時間等の詳細は後日連絡します。

[選考の観点]

- ① 競合優位性（知財・技術・データ等で差別化）
- ② 事業の成長性（狙う市場や顧客等、事業計画の妥当性）
- ③ 経済的・社会的インパクト（十分な市場規模、売上規模等の成長が期待できるか）
- ④ 研究場所の必要性

C.7 成果の報告等

- (1) 最終年度末に研究成果報告書、事業報告、財務諸表を提出いただくとともに、成果報告会で発表いただきます。
- (2) 複数年貸与の場合、中間年度の6月に中間報告書を提出いただきます。報告内容によっては、その年度の成果報告会にて中間報告を依頼することがあります。
- (3) 特許等の出願を積極的に行ってください。

C.8 問い合わせ先

国際産学連携本部 事業化促進プロジェクト 塚本、安、野村、清水、鶴田

E-mail: renkei-honbu@ilc.tsukuba.ac.jp Tel: 内線 81497